

公安委員会 説明資料No. 1	四代目福博会及び松葉会の指定の 確認について	令和3年1月21日 刑 事 局
<p>1 概要</p> <p>令和2年11月13日に福岡県、同月16日に東京都の各公安委員会から、次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。</p> <p>(1) 四代目福博会（主たる事務所:福岡県、代表する者:金 國泰^{きん くにやす}、構成員:約100人）</p> <p>(2) 松葉会（主たる事務所:東京都、代表する者:伊藤 義克^{いとう よしかつ}、構成員:約370人）</p> <p>2 指定の要件に該当すると認める理由</p> <p>(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性</p> <p>各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。</p> <p>○ 威力を利用した資金獲得活動の状況</p> <p>前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う覚醒剤取締法違反等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。</p> <p>(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性</p> <p>各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。</p> <p>(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性</p> <p>各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、指示又は命令できる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。</p>		